在外選挙人名簿登録申請

（来館することができない方に対する特例措置）

2022年7月11日更新

**１　特例措置の開始**

海外に住んでいて国政選挙に投票するには、在外選挙人名簿登録申請を行い、登録先の選挙管理委員会が発行する在外選挙人証を取得しておく必要があります。

これまで、在外選挙人名簿登録申請に当たっては、申請者本人、またはその代理人から当館に申請書類を提出いただき、当館において対面で本人確認を行ってきていましたが、令和４年５月２日から、当館にお越しいただくことなく、ビデオ通話を通じ本人確認を行うという特例措置を新たに開始しました。

さらに、皆様の利便性の一層の向上の観点から、申請書類をあらかじめ郵送または電子メールにて送付していただくことも可能になりました（第三者が代理で提出することでも差し支えありません）。

**２　特例措置（ビデオ通話を通じた本人確認）の対象者**

　この特例措置の対象となる方は、次の条件の何れかを満たす方であって、自宅、滞在先等にビデオ通話を行う環境が整備されており、また、当館へ事前に必要書類を送付することができる方です。

（１）次の地域**以外**の地域にお住まいの方

・慶山市、慶州市、永川市、浦項市、高靈郡、星州郡、淸道郡、漆谷郡（以上、慶尚北道）

・巨濟市、金海市、密陽市、泗川市、梁山市、晋州市、昌原市、統營市、宜寧郡、昌寧郡、咸安郡、固城郡、陜川郡（以上、慶尚南道）

・釜山広域市

・大邱広域市

・蔚山広域市

　(注)上記地域にお住まいの方で、当館まで片道概ね２時間以上を要する方は、当館までご相談ください。

（２）今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた現地政府による行動制限措置が発動された場合などで、当館に赴くことができなくなる方。

（３）その他、在外選挙人名簿登録申請のために当館に赴くことができない特別な事情がある方（事前に当館までご相談ください）。

**３　特例措置の手続き**

（１）在外選挙人名簿登録のために必要な次のア～エの書類を、当館に郵送または電子メールにより送付して提出してください（第三者が代理で提出することでも差し支えありません）。

ア　在外選挙人名簿登録申請書（[こちら](../%E5%9C%A8%E5%A4%96%E9%81%B8%E6%8C%99/%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%9B%B8%E9%A1%9E/%E7%99%BB%E9%8C%B2%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%9B%B8.pdf)からダウンロードできます）

イ　申請時出頭免除願書（[こちら](../%E5%9C%A8%E5%A4%96%E9%81%B8%E6%8C%99/%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%9B%B8%E9%A1%9E/%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%99%82%E5%87%BA%E9%A0%AD%E5%85%8D%E9%99%A4%E9%A1%98%E6%9B%B8.DOCX)からダウンロードできます）

　ウ　旅券身分事項ページ写し

エ　住所確認書類写し（３か月以上前に在留届を提出している場合は不要）

（２）（１）の必要書類が当館に届き次第、当館が申請者本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者本人とビデオ通話を実施します。

※ビデオ通話では、Cisco Webexを利用しますので、事前にアプリのインストール等必要な準備をお願い致します。

※ビデオ通話の際には、申請者の本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、予め旅券原本、住所確認書類原本（３か月以内に在留届を提出した場合のみ）をご用意願います。

※次のいずれかに該当する場合は、申請を受け付けることができないことがありますので、予めご了承ください。

ア　申請者の事情でビデオ通話が成立せず、またはビデオ通話により十分に意思疎通を行うことができない場合

イ　申請者本人と連絡が取れない場合

ウ　申請書類を基に本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合

（了）